

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	固定資産税に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

固定資産税に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

熊本市長

公表日

令和6年9月27日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の内容	<p>【業務全体概要】 地方税法等の法律に基づき、固定資産税の賦課・徴収事務で以下の事務を行う。</p> <p>1. 課税台帳の整備事務 (1) 土地課税台帳の整備 土地の状況は売買や地目の変更などにより日々変動するため、以下の事務を行うことで異動内容を正しく把握し、翌年度の課税に向けて土地課税台帳を整備する。 ・異動の把握・・・登記所(法務局)からの通知書類(登記済通知書、登記申請書)により土地の異動を把握する。 ・実地調査・・・土地の現況と利用目的を調査する。</p> <p>(2) 家屋課税台帳の整備 家屋の状況は売買や住宅の新築・取り壊しなどにより日々変動するため、以下の事務を行うことで異動内容を正しく把握し、翌年度の課税に向けて家屋課税台帳を整備する。 ・異動の把握・・・登記所(法務局)からの通知書類(登記済通知書、登記申請書)により家屋の異動を把握する。 また、家屋については未登記分も存在する可能性があるため、建築確認申請書を閲覧し調査の資料として使用している。 ・実地調査・・・家屋の現況と利用目的を調査する。</p> <p>(3) 償却資産課税台帳の整備 ・償却資産申告書の発送(紙)・・・前年度の償却資産課税台帳に登録されている者と新たに償却資産を取得した者から、閉鎖事業所や死亡者を除いた者に対して申告依頼の書類を送付する。 ・償却資産申告書の受付(紙、eLTAX)・・・上記で送付した申告書が1月末までに返送されるため、返送された申告書の内容を確認する。 ・実地調査・・・実地調査を行い、価格等に変更がある場合は、償却資産課税台帳等を修正する。</p> <p>(4) 納税義務者の変更 地方税法の規定により、賦課期日現在で固定資産税の納税義務者が死亡している場合は、その固定資産を現に所有している者を納税義務者とするため、死亡している納税義務者を把握し、相続人の調査を行う。</p> <p>2. 価格の決定事務 地方税法の規定により、3月31日までに新年度の固定資産の価格を決定することと定められている。そのため、3月中旬から固定資産(土地、家屋、償却資産)の評価額を計算する。</p> <p>3. 縦覧帳簿及び名寄帳の作成、公開事務 固定資産の価格を決定した後、3月末までに縦覧帳簿を作成し、納税者の縦覧に供する。また、納税義務者からの依頼に基づき、オンラインで名寄帳を作成し納税義務者の閲覧に供する。</p> <p>4. 当初賦課事務 (1) 税額の計算 固定資産の価格を決定した後、固定資産税と都市計画税の税額を計算する。 (2) 納税通知書の作成・発送 固定資産税、都市計画税の税額がある納税義務者に対して納税通知書を作成し、発送する。</p> <p>5. 賦課更正事務 当初賦課後に固定資産の内容に変更が生じた場合、賦課決定の内容を更正して納税義務者に通知する。</p> <p>6. 評価替事務 原則として3年に1度の基準年度に、固定資産評価基準の改正や基準となる価格の評定により、土地と家屋の価格を見直す。</p> <p>7. 統計事務 固定資産の現況調査、税制改正等の目的で、統計資料、調査資料を県や国に対して提出する。交付税基礎数値検収調書、概要調書、償却資産の価格等に関する調など。</p>
③対象人数	<p><選択肢></p> <p>[10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	固定資産税システム
②システムの機能	<p>【A. 土地】 A-1. 土地登記異動機能：土地登記情報の表示、更新を行う。土地権利情報の表示、更新を行う。土地権利情報の表示、更新を行う。土地分合筆処理を行う。 A-2. 土地現況異動機能：土地現況情報の表示、更新を行う。土地画地情報の表示、更新を行う。区分所有建物の敷地分の土地について現況情報の表示、更新を行う。 A-3. 土地課税情報作成機能：土地課税情報作成処理を行う。 A-4. 土地更正異動機能：各種更正処理を行う。 A-5. 土地評価替え機能：土地評価替計算処理を行う。土地評価基礎情報(路線単価、標準地単価)の表示、更新を行う。 A-6. 土地外部データ連携機能：土地データに関して外部との連携を行う。 A-7. 土地運用管理機能：土地EUCデータを作成する。</p> <p>【B. 家屋】 B-1. 家屋登記異動機能：家屋登記情報の表示、更新を行う。家屋権利情報の表示、更新を行う。家屋区分所有登録処理を行う。 B-2. 家屋現況異動機能：家屋現況情報の表示、更新を行う。家屋評価システムとの連携を行う。 B-3. 家屋課税情報作成機能：家屋課税情報作成処理を行う。 B-4. 家屋更正異動機能：各種更正処理を行う。 B-5. 家屋評価替え機能：家屋評価替計算処理を行う。家屋評価基礎情報(経年減点補正率)の確認を行う。 B-6. 家屋外部データ連携機能：家屋データに関して外部との連携を行う。 B-7. 家屋運用管理機能：家屋EUCデータを作成する。</p> <p>【C. 償却】 C-1. 償却申告異動機能：納税者情報及び申告書情報の表示、更新を行う。 C-2. 償却課税異動機能：償却課税情報の表示、更新を行う。償却一品情報の表示、更新を行う。 C-3. 償却運用管理機能：償却EUCデータを作成する。 C-4. 申告書作成機能：当年度の課税情報を基に翌年度申告用の申告書を作成する。</p> <p>【D. 賦課】 D-1. 当初賦課機能：当初課税データより名寄せし、賦課データを作成する。名寄帳、納税通知書を作成する。 D-2. 更正賦課機能：更正課税データより名寄せし、賦課データを作成する。収納連携を即時実施する。名寄帳、納税通知書を作成する。 D-3. 賦課オンライン異動機能：更正異動に伴う賦課異動(納期限変更等)を行う。 D-4. 概要調書機能：概要調書連携処理を行う。 D-5. 賦課外部データ連携機能：賦課データに関して外部との連携を行う。 D-6. 賦課運用管理機能：賦課EUCデータを作成する。</p> <p>【E. その他】 E-1. 共有者異動機能：翌年用に固定資産税共有者最新データを管理し、最新データの表示、更新を行う。 E-2. 共有者運用管理機能：共有者EUCデータを作成する。 E-3. 証明書出力機能：オンライン処理にて固定資産税の各種証明書を出力する。 E-4. 郵便管理システム：郵便返戻分(納税通知書・督促状等)の調査の進捗管理(再送付・公示送達等)を行う。 E-5. イメージ管理システム連携：システムに登録した土地家屋の登記情報と帳票イメージを紐付けるため、物件キーファイルを作成する。 E-6. 収納滞納管理業務：収納、還付、充当等の管理を行う。また、督促状送付や滞納整理等の管理を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (宛名システム、家屋評価システム、税務地図システム、イメージ管理システム)
システム2～5	

システム2	
①システムの名称	宛名システム(税務システム内)
②システムの機能	<p>1. 宛名照会機能 : 納税義務者の宛名情報(本市の住民票に登録のある者(以下「住登内者」という。)、住民票に登録のない者(以下「住登外者」という。)、共有者及び事業所情報)照会機能。個人番号の照会はこの機能にて行う。</p> <p>2. 住登外者の登録・更新機能 : 住登外者の宛名情報を登録・更新する機能。住登外者の個人番号の登録・更新はこの機能にて行う。</p> <p>3. 送付先、特宛人の照会・登録・更新機能 : 送付物の送付先、納税管理人・相続人等の特宛人について、照会・登録・更新を行う機能。</p> <p>4. 口座情報の照会・登録・更新機能 : 口座振替の金融機関、口座番号等を参照・登録・更新する機能。</p> <p>5. 関連宛名設定機能 : 宛名番号が異なる同一人(重複登録・再転入)について、同一人であること(関連があること)の設定を行う機能。</p> <p>6. 住記連携機能 : 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)の異動データを宛名システムへ連携する機能。住登内者の個人番号はこの機能で取得する。</p> <p>7. 同一人チェック機能 : 氏名等の情報をもとに、宛名番号は異なるが同一人の可能性が高い対象者を出力する。同一人のチェック条件として個人番号を利用する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (固定資産税システム)</p>
システム3	
①システムの名称	収納システム(税務システム内)
②システムの機能	<p>地方税の収納業務を行うシステム</p> <p>1. 収納管理事務向け機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税システムから連携された賦課決定・更正情報を取り込む。 ・電子納付を可能とするため、マルチペイメントネットワーク(MPN)に納付用情報を連携する。 ・収納消込業務受託者から、住民等が納付・納入した収納情報を入手し、収納システムに取り込む。 <p>2. 還付・充当事務向け機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過納付もしくは誤納付が生じた場合、還付、充当通知書を出力し、住民等に通知する。住民等から取得した還付金請求書をシステムに登録し、金融機関経由で還付金を振り込む。 <p>3. 証明書発行機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請に応じて、納税証明書を発行する。 <p>4. 督促状発行機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法に基づき、納期限までに完納しない住民等の未納税額等の情報を元に、住民等に督促状を送付する。 <p>5. 滞納管理システム連携機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理事務を行うため、滞納管理システムと賦課・収納・滞納情報を連携する。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (滞納整理システム)</p>
システム4	
①システムの名称	滞納管理システム(税務システム内)
②システムの機能	<p>収納システムから宛名、課税、収納等の情報を取り込み、滞納管理業務を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (収納システム)</p>

システム5	
①システムの名称	家屋評価システム(税務システム内)
②システムの機能	・家屋評価・建築確認等情報の管理 ・家屋調査帳票の印刷
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [<input type="radio"/>] その他 (固定資産税システム)
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	税務地図システム(税務システム内)
②システムの機能	・地番現況図・家屋現況図・航空写真の閲覧、帳票印刷 ・土地の分合筆情報の管理 ・土地・家屋課税情報の閲覧、帳票印刷
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [<input type="radio"/>] その他 (固定資産税システム)
システム7	
①システムの名称	イメージ管理システム(税務システム内)
②システムの機能	・登記済通知書、および、家屋調査票電子データの閲覧、帳票印刷
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [<input type="radio"/>] その他 (固定資産税システム)
システム8	
①システムの名称	庁内連携システム
②システムの機能	業務システム連携機能: 既存住基、税務、保険、福祉、保健福祉、団体内統合宛名システム等の業務情報を連携する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム [<input type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム [<input type="radio"/>] その他 (保険システム、福祉システム、保健福祉システム)
システム9	
①システムの名称	eLTAX
②システムの機能	・償却資産申告データの審査と管理 ・償却資産申告データの送受信機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [<input type="radio"/>] その他 (媒体等での連携のため、他システムとの接続はしていない。)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で本市に固定資産を有する者
その必要性	・番号制度により、課税資料に個人番号が記載されることとなり、個人番号付きの課税資料を収集する。収集した課税資料データは税務システムで管理され、賦課データを作成することから、税務システムにおいて特定個人情報ファイルを保有することとなる。 ・保有した特定個人情報により、納税通知書等の作成を行う。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="radio"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	・個人番号、4情報:本人確認、賦課の名寄せを行うために必要 ・その他識別情報(内部番号):個人番号との紐付けに必要 ・その他住民票関係情報:固定資産税の調査事務、納税義務者への問い合わせに必要 ・生活保護・社会福祉関係情報:生活保護受給者に対する、固定資産税減免の判定を行うために必要 ・連絡先:納税義務者への問い合わせに必要 ・地方税関係情報:対象者の固定資産税課税データに基づき、税額通知や証明書発行等を行うために必要
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	財政局税務部固定資産税課、納税課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (デジタル庁) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (機構)							
②入手方法		<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住基ネット、eLTAX)							
③使用目的 ※		<ul style="list-style-type: none"> ・課税台帳の整備事務 適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、課税台帳の名寄せが正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。 ・賦課決定事務、賦課更正事務 固定資産税の減免判定を行うため、情報提供ネットワークシステムを通じて生活保護受給情報の照会を行う際に個人番号を利用する。 							
④使用の主体	使用部署	固定資産税課、納税課、各税務室、各区民課、各総合出張所							
	使用者数	[100人以上500人未満] <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		<ol style="list-style-type: none"> 1. 課税台帳の整備事務 ・納税義務者(代理人)より提出された償却資産申告書に記載された個人番号を取得し、未登録の個人番号について内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 ・納税義務者より提出された申告書等に記載された個人番号を取得し、未登録の個人番号について内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 2. 賦課決定事務、賦課更正事務 ・生活保護受給情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、固定資産税の減免判定を行う。 							
情報の突合		・上記項番1、2において、内部識別番号である宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。							
⑥使用開始日		平成28年1月1日							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (6) 件	
委託事項1	税務システム全般のシステム運用	
①委託内容	システムの運用管理、バッチ処理の実行、オンライン稼働監視	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社 熊本支店	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託申請書及び関係書類を提出させ、審査の後、書面により許諾通知を行っている。 委託先の義務と同等の義務を再委託先に負わせることを、再委託する場合の遵守事項として定めており、そのことが確認できる書類の写し等を提出させることにより審査している。
	⑥再委託事項	システムの運用管理、バッチ処理の実行、オンライン稼働監視の一部を行う。
委託事項2～5		
委託事項2	納税通知書封入封緘作業委託	
①委託内容	納税通知書封入封緘作業委託	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 岡商店	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3	固定資産税(償却資産)データ入力業務	
①委託内容	固定資産税(償却資産)申告データの入力業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 アイネスリレーションズ 熊本支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項4		固定資産評価システム現況調査業務
①委託内容		地番図、家屋現況図更新、課税客体異動調査、航空写真撮影、写真地図作成及びデータベース更新等を行う税務地図システム運用維持管理業務
②委託先における取扱者数		[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		朝日航洋株式会社 熊本支店
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項5		土地評価システム事業
①委託内容		土地評価替、市町村合併支援、評価事務取扱要領等の修正及び評価・課税に関する相談等の土地評価関係業務
②委託先における取扱者数		[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		財団法人日本不動産研究所
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項6		庁内連携の運用
①委託内容		庁内連携のジョブスケジューリング等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等、遠隔地保管情報の媒体作成、システム監視・通報等
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 熊本計算センター
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="radio"/> 提供を行っている () 件 <input type="radio"/> 移転を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	熊本県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	都道府県知事が不動産取得税の賦課徴収を適切に行うため。
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="radio"/> フラッシュメモリ <input type="radio"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	毎月
移転先1	健康福祉局福祉部保護管理援護課
①法令上の根拠	熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	①生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ②中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務
③移転する情報	固定資産税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2.③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	<input checked="" type="radio"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会が必要となる都度
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<執務室における措置> 特定個人情報が記載された償却資産申告書等は、施錠ができるキャビネット等に保管する。 <データセンターにおける措置> ・外部侵入防止のための措置:外周赤外線センター監視、24時間有人監視、監視カメラ ・入退管理のための措置:ICカードと手のひら静脈認証による入退管理、要員所在管理システム ・不正持込・持出防止のための措置:生体認証ラック開閉管理、監視カメラ、持込機器の事前申請運用
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【固定】

①名寄賦課レコード

1.自治体コード2.税目コード3.調定年度4.課税年度5.通知書番号6.義務者宛名番号7.共有者宛名番号8.履歴番号9.個人法人区分10.納税組合番号11.口座振替有無フラグ12.調定区分13.更正年度14.土地更正事由コード15.家屋更正事由コード16.償却更正事由コード17.賦課更正事由コード18.賦課修正理由コード19.更正決定年月日20.更正予定年月日21.通知年月日22.強制修正年月日23.分割課税有無フラグ24.土地物件数25.家屋物件数26.課税土地物件数27.課税家屋物件数28.土地合計地積29.家屋合計床面積30.償却資産有無フラグ31.土地免税点判定区分32.土地区分免税点判定区分33.家屋免税点判定区分34.償却免税点判定区分35.収納異動連番36.固定土地課税標準額37.固定家屋課税標準額38.償却資産課税標準額39.都計土地課税標準額40.都計家屋課税標準額41.固定合計課税42.都計合計課税43.固定土地按分課税標準額44.固定家屋按分課税標準額45.都計土地按分課税標準額46.都計家屋按分課税標準額47.固定区分土地課税標準額48.都計区分土地課税標準額49.固定土地軽減対象課税標準額50.固定土地軽減税額51.都計土地軽減対象課税標準額52.都計土地軽減税額53.固定土地按分軽減対象課税標準額54.固定土地按分軽減税額55.都計土地按分軽減対象課税標準額56.都計土地按分軽減税額57.固定区分土地軽減対象課税標準額58.固定区分土地軽減税額59.都計区分土地軽減対象課税標準額60.都計区分土地軽減税額61.固定家屋軽減対象課税標準額62.固定家屋軽減税額63.都計家屋軽減対象課税標準額64.都計家屋軽減税額65.固定家屋按分軽減対象課税標準額66.固定家屋按分軽減税額67.都計家屋按分軽減対象課税標準額68.都計家屋按分軽減税額69.固定土地免除税額70.都計土地免除税額71.固定土地減免対象課税標準額72.固定家屋減免対象課税標準額73.償却資産減免対象課税標準額74.都計土地減免対象課税標準額75.都計家屋減免対象課税標準額76.固定土地減免税額77.固定家屋減免税額78.償却資産減免税額79.都計土地減免税額80.都計家屋減免税額81.固定土地按分減免対象課税標準額82.固定家屋按分減免対象課税標準額83.都計土地按分減免対象課税標準額84.都計家屋按分減免対象課税標準額85.固定土地按分減免税額86.固定家屋按分減免税額87.都計土地按分減免税額88.都計家屋按分減免税額89.固定区分土地減免対象課税標準額90.都計区分土地減免対象課税標準額91.固定区分土地減免税額92.都計区分土地減免税額93.固定土地税額94.固定家屋税額95.償却資産税額96.都計土地税額97.都計家屋税額98.固定土地按分税額99.固定家屋按分税額100.都計土地按分税額101.都計家屋按分税額102.固定土地家屋税額103.固定区分土地税額104.都計区分土地税額105.固定資産税額106.都市計画税額107.固定算出税額108.都計算出税額109.固定減税額110.都計減税額111.土地徴収予税額112.家屋徴収予税額113.固定予税額114.都計予税額115.固定差引後税額116.都計差引後税額117.年税額118.決定税額119.既課税額120.増減調定額121.年税額過年度合計122.確定税額1期123.確定税額2期124.確定税額3期125.確定税額4期126.確定税額随1127.確定税額随2128.確定税額随3129.確定税額随4130.徴収予税額1期131.徴収予税額2期132.徴収予税額3期133.徴収予税額4期134.徴収予税額随1135.徴収予税額随2136.徴収予税額随3137.徴収予税額随4138.徴収予取消額1期139.徴収予取消額2期140.徴収予取消額3期141.徴収予取消額4期142.徴収予取消額随1143.徴収予取消額随2144.徴収予取消額随3145.徴収予取消額随4146.期別税額1期147.期別税額2期148.期別税額3期149.期別税額4期150.期別税額5期151.期別税額6期152.期別税額7期153.期別税額8期154.期別税額9期155.期別税額10期156.期別税額11期157.期別税額12期158.期別税額随1159.期別税額随2160.過年度随時税額1161.過年度随時税額2162.納期限1期163.納期限2期164.納期限3期165.納期限4期166.納期限5期167.納期限6期168.納期限7期169.納期限8期170.納期限9期171.納期限10期172.納期限11期173.納期限12期174.納期限随1175.納期限随2176.過年度納期限1177.過年度納期限2178.賦課減免コード179.賦課減免率分子180.賦課減免率分母181.賦課減免開始期コード182.固定その他減免税額183.都計その他減免税額184.更正期別コード185.通知書発行禁止フラグ186.証明発行禁止フラグ187.賦課オンライン決裁処理フラグ188.収納連携禁止フラグ189.新築軽減切レフラグ190.強制入力フラグ191.閉鎖区分192.徴収予税対象フラグ193.土地評価額194.家屋評価額195.償却評価額

②家屋レコード

1.閉鎖区分2.自治体コード3.課税年度4.家屋物件番号5.号番6.室番7.履歴番号8.家屋所在地町丁コード9.家屋所在地字コード10.家屋所在地本番11.家屋所在地枝番12.家屋所在地枝番213.家屋所在地枝番314.家屋所在地枝番415.家屋所在地外番16.家屋所在地編集コード17.家屋所在地漢字18.調査番号19.未登記区分20.家屋番号町丁コード21.家屋番号字コード22.家屋番号本番23.家屋番号枝番24.家屋番号枝番25.家屋番号枝番326.家屋番号枝番427.家屋番号編集コード28.家屋番号漢字29.棟番30.建物名称31.該当階32.規約共用区分33.市街化区分34.都市計画区分35.共用区分36.登記所在地町丁コード37.登記所在地字コード38.登記所在地本番39.登記所在地枝番40.登記所在地枝番241.登記所在地枝番342.登記所在地枝番443.登記所在地外番44.登記所在地編集コード45.登記所在地漢字46.登記種類コード147.登記種類コード248.登記種類コード349.登記構造コード150.登記構造コード251.登記構造コード352.登記屋根コード153.登記屋根コード254.登記屋根コード355.登記階層地上56.登記階層地下57.登記床面積一階58.登記床面積一階以外59.登記床面積地下60.登記延床面積61.家屋表示変更区分62.家屋表示の目的コード63.家屋表示受付年月日64.家屋表示原因コード65.家屋表示原因年月日66.家屋表示受付番号67.家屋権利変更区分68.家屋権利の目的コード69.家屋権利受付年月日70.家屋権利原因コード71.家屋権利原因年月日72.家屋権利受付番号73.義務者宛名番号74.義務者持分番号75.個人法人区分76.名義人宛名番号77.名義人持分番号78.名義人氏名79.名義人住所80.所有者判定区分81.家屋一棟更正年月日82.家屋一棟更正事由コード83.家屋一棟更正中フラグ84.課非区分85.明細番号86.主たる明細区分87.木非区分88.プレハブ区分89.明細用途コード90.明細構造コード91.明細用途コード292.明細構造コード293.明細屋根コード194.明細屋根コード295.明細屋根コード396.明細種類コード197.明細種類コード298.明細種類コード399.明細階層地上100.明細階層地下101.明細床面積一階102.明細床面積一階以外103.明細床面積地下104.明細延床面積105.住宅部分床面積106.非住宅部分床面積107.共用部位住宅床面積108.共用部非住宅床面積109.家屋非課税コード110.家屋非課税開始年度111.家屋非課税終了年度112.家屋非課税適用区分113.家屋非課税床面積114.家屋特例コード115.家屋特例開始年度116.家屋特例終了年度117.家屋特例率分子118.家屋特例率分母119.家屋特例適用区分120.家屋特例床面積121.家屋軽減コード122.家屋軽減開始年度123.家屋軽減終了年度124.家屋軽減率分子125.家屋軽減率分母126.家屋軽減適用区分127.家屋軽減床面積128.家屋軽減住宅戸数129.家屋軽減切レフラグ130.家屋軽減コード2131.家屋軽減開始年度2132.家屋軽減終了年度2133.家屋軽減率分子2134.家屋軽減率分母2135.家屋軽減適用区分2136.家屋軽減床面積2137.家屋軽減住宅戸数2138.家屋軽減切レフラグ2139.家屋減免コード1140.家屋減免開始年度1141.家屋減免開始期1142.家屋減免終了年度1143.家屋減免終了期1144.家屋減免率分子1145.家屋減免率分母1146.家屋減免適用区分1147.家屋減免床面積1148.家屋減免コード2149.家屋減免開始年度2150.家屋減免開始期2151.家屋減免終了年度2152.家屋減免終了期2153.家屋減免率分子2154.家屋減免率分母2155.家屋減免適用区分2156.家屋減免床面積2157.当初平米当再建築費評点158.前基準年平米当再建築費評点159.平米当再建築費評点160.前基準年再建築費評点数161.再建築費評点162.前基準年評価額163.評価額強制入力フラグ164.評価額165.減価処置年度166.前基準年理論評価額167.理論評価額168.前基準年上昇率169.上昇率170.経過年数171.用途変更経過年数172.前基準年経年減点補正率173.経年減点補正率174.一点単価175.積雪補正率176.損耗補正率177.需給補正率178.不均衡179.その他の補正率180.未完成コード181.評価戸数182.分離課税区分183.登記建築年184.建築年次185.建築年次2186.用途変更年187.建築事由コード188.調査年月日189.明細原因事由コード190.明細原因年月日191.明細都市計画区分192.固定課税標準額193.都計課税標準額194.固定特例課税標準額195.都計特例課税標準額196.固定軽減課税標準額197.都計軽減課税標準額198.固定軽減税額199.都計軽減税額200.固定軽減課税標準額201.都計軽減課税標準額202.固定軽減税額203.都計軽減税額204.固定減免課税標準額1205.都計減免課税標準額1206.固定減免税額1207.都計減免税額1208.固定減免課税標準額209.都計減免課税標準額210.固定減免税額211.都計減免税額212.固定相当算出税額213.都計相当算出税額214.家屋明細更正年月日215.家屋明細更正事由コード216.家屋明細更正中フラグ217.按分元家屋物件番号218.按分元号番219.按分元室番220.規約共用分専有床面積合計221.規約共用分専有床面積222.規約按分区分223.明細種類床面積1224.明細種類床面積2225.明細種類床面積3226.棟コード227.熊本市調査番号228.軽減1強制入力フラグ229.軽減2強制入力フラグ

③土地レコード

1.閉鎖区分2.課非区分3.自治体コード4.課税年度5.土地物件番号6.号番7.室番8.履歴番号9.物件所在地町丁コード10.物件所在地

11.物件所在地地番,12.物件所在地枝番,13.物件所在地枝番,14.物件所在地枝番,15.物件所在地枝番,16.物件所在地分
離,17.物件所在地編集コード,18.物件所在地漢字,19.複合利用用地合算区分,20.画地番号,21.画地番号区分,22.画地判定区分,23.分
筆元先区分,24.分筆受付年月日,25.土地表示受付年月日,26.土地表示原因年月日,27.土地表示変更区分,28.土地表示の目的
コード,29.土地表示原因コード,30.土地表示受付番号,31.登記地目コード,32.登記地積,33.土地権利受付年月日,34.土地権利原因年月日,35.
土地権利変更区分,36.土地権利の目的コード,37.土地権利原因コード,38.土地権利受付番号,39.義務者宛番号,40.義務者持分番
号,41.個人法人区分,42.名義人宛番号,43.名義人持分番号,44.名義人氏名,45.名義人住所,46.所有者判定区分,47.農地区分,48.農地
転用区分,49.農地転用目的コード,50.農地転用条項区分,51.農地転用年月日,52.農地転用期限,53.標準地番号,54.比準土地物件番
号,55.比準地目コード,56.比準割合,57.一筆造成費コード,58.一筆造成費深さ,59.市街化区分,60.都市計画区分,61.市街化適用年度,62.
土地調査年月日,63.未調査区分,64.異動年月日,65.評価区分,66.評価方法区分,67.課税地目コード,68.課税地積,69.現況地積,70.現況原
因事由コード,71.敷地権判定区分,72.区画番号,73.仮換地番号,74.区画整理区分,75.農業用施設用地区分,76.宅地比準区分,77.類似土
地物件番号,78.沿線地フラグ,79.土地非課税コード,80.土地非課税開始年度,81.土地非課税終了年度,82.土地非課税適用区分,83.土地
非課税地積,84.土地特例コード,85.土地特例開始年度,86.土地特例終了年度,87.土地特例率分子,88.土地特例率分母,89.土地特例適
用区分,90.土地特例地積,91.土地軽減コード,92.土地軽減開始年度,93.土地軽減終了年度,94.土地軽減率分子,95.土地軽減率分母,96.
土地軽減適用区分,97.土地軽減地積,98.土地減免コード,99.土地減免開始年度,100.土地減免開始期,101.土地減免終了年度
1,102.土地減免終了期,103.土地減免率分子,104.土地減免率分母,105.土地減免適用区分,106.土地減免地積,107.土地減免
コード,108.土地減免開始年度,109.土地減免開始期,110.土地減免終了年度,111.土地減免終了期,112.土地減免率分子,113.
土地減免率分母,114.土地減免適用区分,115.土地減免地積,116.一筆補正コード,117.一筆補正コード枝番,118.一筆補正開始
年,119.一筆補正終了年,120.一筆補正率,121.一筆補正コード,122.一筆補正コード枝番,123.一筆補正開始年,124.一筆補正終
了年,125.一筆補正率,126.一筆補正コード,127.一筆補正コード枝番,128.一筆補正開始年,129.一筆補正終了年,130.一筆補正
率,131.一筆補正コード,132.一筆補正コード枝番,133.一筆補正開始年,134.一筆補正終了年,135.一筆補正率,136.一筆補正
コード,137.一筆補正コード枝番,138.一筆補正開始年,139.一筆補正終了年,140.一筆補正率,141.一筆補正コード,142.一筆補
正コード枝番,143.一筆補正開始年,144.一筆補正終了年,145.一筆補正率,146.一筆補正コード,147.一筆補正コード枝番,148.
一筆補正開始年,149.一筆補正終了年,150.一筆補正率,151.一筆補正コード,152.一筆補正コード枝番,153.一筆補正開始年
8,154.一筆補正終了年,155.一筆補正率,156.一筆補正コード,157.一筆補正コード枝番,158.一筆補正開始年,159.一筆補正終
了年,160.一筆補正率,161.一筆補正コード,162.一筆補正コード枝番,163.一筆補正開始年,164.一筆補正終了年,165.一筆補
正率,166.追加一筆補正率有無フラグ,167.前年度評価額,168.一筆平米当り評点数,169.本年度評価額,170.S48農地単価,171.S6
3農地単価,172.価格単位区分,173.前年度価格,174.本年度価格,175.地積強制入力フラグ,176.小規模住宅用地割合,177.小規模地
積,178.小規模住宅用地割合,179.小規模地積,180.非住宅割合,181.非住宅地積,182.固定小規模課税額評価額,183.固定小規模課税額
本則,184.固定小規模課税額前年度,185.固定小規模課税額負担水準,186.固定小規模課税額負担調整率,187.固定小規模課税額本
年度,188.固定小規模負担調整率,189.固定小規模本則区分,190.固定小規模課税額本年度特例前,191.固定小規模類似土地比準割
合,192.固定小規模外課税額評価額,193.固定小規模外課税額前年度,194.固定小規模外課税額負担水準,195.固定小規模外課税額
本則,196.固定小規模外課税額負担調整率,197.固定小規模外課税額本年度,198.固定小規模外負担調整区分,199.固定小規模外本則区分,200.固定小規模
外本則区分,201.固定小規模外類似土地比準割合,202.固定非住宅課税額評価額,203.固定非住宅課税額本則,204.固定非住宅
課税額前年度,205.固定非住宅課税額負担水準,206.固定非住宅課税額負担調整率,207.固定非住宅課税額本年度,208.固定非住宅
負担調整区分,209.固定非住宅本則区分,210.固定非住宅課税額本年度特例前,211.固定非住宅類似土地比準割合,212.固定非住宅課
税額前年度,213.固定非住宅課税額条例本年度,214.固定非住宅課税額条例本年度特例,215.固定非住宅条例類似土地比準割
合,216.固定課税標準額合計評価額,217.固定課税標準額合計本則,218.固定課税標準額合計前年度,219.固定課税標準額合計本年
度,220.固定課税標準額合計本年度特例前,221.固定特別課税額,222.固定軽減課税額,223.固定軽減課税額,224.固定減免課税,225.固
定減免課税,226.固定減免課税,227.固定減免課税,228.固定減免課税,229.固定減免課税,230.都計小規模課税額評価
額,231.都計小規模課税額本則,232.都計小規模課税額前年度,233.都計小規模課税額負担水準,234.都計小規模課税額負担調整
率,235.都計小規模課税額本年度,236.都計小規模負担調整区分,237.都計小規模本則区分,238.都計小規模課税額本年度特例前,239.
都計小規模類似土地比準割合,240.都計小規模外課税額評価額,241.都計小規模外課税額本則,242.都計小規模外課税額前年度,243.都計小
規模外課税額負担水準,244.都計小規模外課税額負担調整率,245.都計小規模外課税額本年度,246.都計小規模外負担調整区分,247.都計小
規模外本則区分,248.都計小規模外課税額本年度特例前,249.都計小規模外類似土地比準割合,250.都計非住宅課税額評価額,251.都計非住宅
課税額本則,252.都計非住宅課税額前年度,253.都計非住宅課税額負担水準,254.都計非住宅課税額負担調整率,255.都計非住宅課
税額本年度,256.都計非住宅負担調整区分,257.都計非住宅本則区分,258.都計非住宅課税額本年度特例前,259.都計非住宅類似土地
比準割合,260.都計非住宅課税額条例前年度,261.都計非住宅課税額条例本年度,262.都計非住宅課税額条例本年度特例,263.都計非
住宅条例類似土地比準割合,264.都計課税標準額合計評価額,265.都計課税標準額合計本則,266.都計課税標準額合計前年度,267.都計
課税標準額合計本年度,268.都計課税標準額合計本年度特例前,269.都計特別課税額,270.都計軽減課税額,271.都計軽減課税額,272.都
計減免課税,273.都計減免課税,274.都計減免課税,275.都計減免課税,276.都計減免課税,277.都計減免課税,278.前年地
目コード,279.標準地区分,280.土地更正年月日,281.土地更正事由コード,282.土地更正中フラグ,283.画地住非区分,284.画地住宅用地
割合,285.画地住宅戸数,286.区分所有宛番号,287.家屋物件番号,288.区分所有持分分子,289.区分所有持分分母,290.区分所有減免
コード,291.区分所有減免率分子,292.区分所有減免率分母,293.区分所有減免適用区分,294.区分所有免税点区分,295.区分所有固定
共用税額,296.区分所有固定共用補正率,297.区分所有都計共用税額,298.区分所有都計共用補正率,299.計算不整合フラグ,300.課税
区分,301.共用土地区分,302.砂防地積,303.面積理由

④償却レコード

1.自治体コード,2.課税年度,3.宛番号,4.個人法人区分,5.履歴番号,6.償却更正事由コード,7.償却更正年月日,8.屋号,9.合算区分,10.償
却グループ番号,11.業種目コード,12.資本金,13.事業開始年月日,14.決算期,15.担当者氏名,16.担当者電話番号,17.税理士宛番号
18.税理士コード,19.税理士変更年月日,20.税理士氏名,21.税理士電話番号,22.税理士住所,23.短縮年数資産有無フラグ,24.増加償却
資産有無フラグ,25.非課税資産有無フラグ,26.課税特別資産有無フラグ,27.特別償却圧縮記帳有無フラグ,28.償却方法,29.青色申告有
無フラグ,30.資産の所在地1市内市外区分,31.資産の所在地1市外住所コード,32.資産の所在地1住所自治体コード,33.資産の所在地1
住所町名コード,34.資産の所在地1住所番地コード,35.資産の所在地1住所枝番コード,36.資産の所在地1住所小枝番コード,37.資産の
所在地1住所枝番3コード,38.資産の所在地1住所番地編集区分,39.資産の所在地1漢字,40.事業所用家屋の所有区分,1.41.資産の所

在地2市内市外区分,42.資産の所在地2市外住所コード,43.資産の所在地2住所自治体コード,44.資産の所在地2住所町名コード,45.資産の所在地2住所番地コード,46.資産の所在地2住所枝番コード,47.資産の所在地2住所小枝番コード,48.資産の所在地2住所枝番3コード,49.資産の所在地2住所番地編集区分,50.資産の所在地2漢字,51.事業所用家屋の所有区分,52.資産の所在地3市内市外区分,53.資産の所在地3市外住所コード,54.資産の所在地3住所自治体コード,55.資産の所在地3住所町名コード,56.資産の所在地3住所番地コード,57.資産の所在地3住所枝番コード,58.資産の所在地3住所小枝番コード,59.資産の所在地3住所枝番3コード,60.資産の所在地3住所番地編集区分,61.資産の所在地3漢字,62.事業所用家屋の所有区分,63.借用資産有無フラグ,64.申告書発送番号,65.申告書発送年月日,66.申告書受付年月日,67.申告状況区分,68.申告区分,69.申告書発送区分,70.催告状況,71.実地調査対象区分,72.分離課税区分,73.減免資産有無フラグ,74.家屋除外区分,75.変更有無区分,76.パンチ依頼日,77.返送区分,78.地区コード,79.予備文字1,80.予備文字2,81.予備文字3,82.予備フラグ1,83.予備フラグ2,84.予備フラグ3,85.予備領域

【収納】

1.税保コード,2.税目コード,3.調定年度,4.課税年度,5.通知書番号,6.事業年度開始日,7.申告区分,8.申告連番,9.宛番号,10.自治体コード,11.収納異動連番,12.口振不能回数,13.年調定額,14.前納報奨金,15.前納報奨金予備,16.支払済報奨金,17.支払済報奨金予備,18.個人基本種別コード,19.国保記号番号,20.都市計画税区分,21.法定納期限,22.更正決定通知日,23.所得税更正通知日,24.特土徴収区分,25.事業年度終了日,26.申告基準日,27.申告年月日,28.確定申告日,29.更正請求日,30.指定納期限,31.低率終了日,32.除算期間開始日,33.除算期間終了日,34.申告基礎区分,35.申告基礎年月日,36.延長申告期限,37.調定履歴有無フラグ,38.法人番号,39.指定番号,40.強制作成フラグ,41.期別,42.月別,43.納期限,44.課税状況コード,45.車両コード,46.車両履歴番号,47.車検有無フラグ,48.更正事由コード,49.調定年月,50.更正日,51.完納日,52.最終領収日,53.最終収入日,54.本税調定額,55.本税収入額,56.本税仮消込額,57.本税未納額,58.本税過誤納額,59.本税過誤納処理中額,60.督促手数料調定額,61.督促手数料収入額,62.督促手数料仮消込額,63.督促手数料未納額,64.督促手数料過誤納額,65.督促手数料過誤納処理中額,66.延滞金調定額,67.延滞金収入額,68.延滞金仮消込額,69.延滞金未納額,70.延滞金過誤納額,71.延滞金過誤納処理中額,72.申告加算金種類,73.申告加算金調定額,74.申告加算金収入額,75.申告加算金仮消込額,76.申告加算金未納額,77.申告加算金過誤納額,78.申告加算金過誤納処理中額,79.退職納入申告日,80.退職人員数,81.退職通知書発行日,82.退職市区町村民税差額,83.退職都道府県民税差額,84.督促納付番号,85.督促確認番号,86.督促停止区分,87.督促状停止理由コード,88.督促状発行日,89.督促公示日,90.督促納期,91.督促取消日,92.時効予定日,93.不納欠損処理日,94.不納欠損区分,95.不納欠損事由コード,96.退職調定入力フラグ,97.延滞金減免区分,98.延滞金執行日,99.口座振替区分,100.振替金額,101.口振不能理由コード,102.口座振替日,103.変更納期限,104.法定納期限等,105.催告書発行日,106.催告納期,107.授命年月日,108.納期特例区分,109.延滞金補正区分,110.共有宛番号,111.内訳調定額1,112.内訳調定額2,113.内訳調定額3,114.内訳調定額4,115.内訳調定額5,116.内訳調定額6,117.記号番号,118.国保徴収区分,119.賦課時年金保険者コード,120.納付時年金保険者コード,121.予備2,122.予備3,123.予備4,124.予備5,125.予備6,126.消込子番,127.調書番号,128.分納回数,129.領収日,130.収入日,131.延滞金計算日,132.納付区分,133.収納種別,134.納付書種類,135.納付番号,136.確認番号,137.消込金額,138.消込本税額,139.消込督促手数料,140.消込延滞金,141.消込申告加算金,142.消込報奨金,143.機械処理日,144.括束番号,145.括束連番,146.確認前領収日,147.収納更正日,148.収納更正元子番,149.振替処理日,150.振替理由コード,151.振替税目コード,152.振替調定年度,153.振替課税年度,154.振替通知書番号,155.振替事業年度開始日,156.振替申告区分,157.振替申告連番,158.振替期別,159.振替消込子番,160.振替宛番号,161.歳入歳出区分,162.取消区分,163.異動額合計,164.異動本税額,165.異動督促手数料,166.異動延滞金,167.異動申告加算金,168.削除フラグ,169.排他フラグ,170.担当区コード,171.仮消込納付区分,172.データ識別コード,173.備考,174.開始期,175.終了期,176.登録日,177.登録時刻,178.削除日,179.削除時刻,180.データ部,181.更正元調定年度,182.更正元課税年度,183.更正元通知書番号,184.更正元事業年度開始日,185.更正元申告区分,186.更正元申告連番,187.更正元収納異動連番,188.更正元申告年月日,189.税額異動レコード区分,190.税額異動エラー事由,191.税額異動抽出区分,192.税額異動作成区分,193.繰越年度,194.繰越調定本税,195.最終更正日,196.最終調定本税,197.収入総本税,198.不納欠損本税,199.調定子番,200.更正後本税調定額,201.更正後延滞金調定額,202.更正後督促手数料調定額,203.更正後申告加算金調定額,204.更正後調定年月,205.更正前滞繰本税調定額,206.更正後滞繰本税調定額,207.月計終了年月,208.更正後内訳調定額,209.更正後内訳調定額2,210.更正後内訳調定額3,211.更正後内訳調定額4,212.更正後内訳調定額5,213.更正後内訳調定額6,214.振分子番,215.宛先識別番号,216.通知書作成日,217.通知書発行日,218.本税納付額,219.督促手数料納付額,220.延滞金納付額,221.加算金納付額,222.回数,223.前納分付番号,224.前納分確認番号,225.識別番号,226.差替前納付番号,227.差替前確認番号,228.OCR情報1,229.OCR情報2,230.コンビニコード,231.納付情報摘要フラグ,232.延滞金自動計算有無フラグ,233.状態区分,234.MPN運動無フラグ,235.状態更新日,236.取扱期限,237.抽出年月日,238.データ番号,239.期月,240.子番,241.消込退職税額,242.仮消込有無フラグ,243.修正区分,244.入金データ種別,245.年金保険者コード,246.修正前税目コード,247.修正前調定年度,248.修正前課税年度,249.修正前通知書番号,250.修正前事業年度開始日,251.修正前申告区分,252.修正前申告連番,253.修正前期月,254.修正前子番,255.修正前納付番号,256.修正前確認番号,257.修正前宛番号,258.修正前自治体コード,259.修正前領収日,260.修正前収入日,261.修正前納付区分,262.修正前収納種別,263.修正前納付書種類,264.修正前消込金額,265.修正前消込本税額,266.修正前消込督促手数料,267.修正前消込延滞金,268.修正前消込申告加算金,269.修正前消込報奨金,270.修正前消込退職税額,271.修正前括束番号,272.修正前括束連番,273.修正前調書番号,274.修正前回数,275.修正前年金保険者コード,276.税目コードフラグ,277.調定年度フラグ,278.課税年度フラグ,279.通知書番号フラグ,280.期月フラグ,281.事業年度開始日フラグ,282.申告区分フラグ,283.申告連番フラグ,284.納付書番号フラグ,285.領収日フラグ,286.収入日フラグ,287.納付区分フラグ,288.収納種別フラグ,289.納付書種類フラグ,290.消込金額フラグ,291.消込本税額フラグ,292.消込督促手数料フラグ,293.消込延滞金フラグ,294.消込申告加算金フラグ,295.消込報奨金フラグ,296.消込消込退職税額フラグ,297.消込括束番号フラグ,298.消込括束連番フラグ,299.消込調書番号フラグ,300.消込回数フラグ,301.年金保険者コードフラグ,302.決算処理待区分,303.消込エラーコード,304.コンビニ用自治体コード,305.コンビニ受付店コード,306.領収時間,307.支払予定日,308.コンビニ用自治体コードフラグ,309.消込退職税額フラグ,310.現年滞繰区分,311.歳入年度,312.本税収入件数,313.督促手数料収入件数,314.延滞金収入件数,315.申告加算金収入件数,316.報奨金収入件数,317.報奨金収入額,318.分納子番,319.処分コード,320.分納区分,321.支払区分,322.受付年月日,323.初回支払日,324.最終支払日,325.証券種類コード,326.証券番号,327.支払人,328.支払場所,329.支払予定額,330.収入額,331.仮消込額,332.納付予定日,333.本税分納額,334.督促分納額,335.延滞金分納額,336.加算金分納額,337.取消日,338.振替予定日,339.履歴連番,340.納付コード,342.店舗コード,343.カナ金融機関名,344.カナ支店名,345.金融機関名,346.支店名,347.口座種別,348.口座番号,349.口座名義人カナ,350.口座名義人漢字,351.文書種類,352.文書確定フラグ,353.媒体作成区分,354.振替不能通知書作成済区分,355.分納有無フラグ,356.納付額1,357.納付額2,358.納付額3,359.納付額4,360.納付額5,361.納付額6,362.納付額

7.363.納付額8.364.納付額9.365.納付額10.366.納付額11.367.納付額12.368.機械処理時刻,369.抽出済フラグ,370.過誤納番号,371.履歴番号,372.過誤納状態区分,373.過誤納区分,374.還付理由自由入力,375.過誤納区分,376.過誤納発生日,377.過誤納金額,378.過誤納本税分,379.過誤納督促手数料分,380.過誤納延滞金分,381.過誤納申告加算金分,382.過誤納還付加算金分,383.未処理金額,384.未処理本税分,385.未処理督促手数料分,386.未処理延滞金分,387.未処理申告加算金分,388.未処理還付加算金分,389.特設事業所宛番号,390.還付加算金計算区分,391.確定申告期限,392.免除認定日,393.減免日,394.消失認定日,395.農地変更日,396.決裁書番号,397.決裁書発行日,398.決裁日,399.充当処理日,400.充当執行日,401.還付先宛番号,402.還付充当通知書発行日,403.通知時還付方法,404.加算金通知書発行日,405.還付本税加算金,406.還付延滞金加算金,407.還付金額,408.還付加算金,409.変更締切日,410.還付方法,411.還付請求日,412.還付支払予定日,413.還付支払日,414.還付支払自治体コード,415.支店コード,416.還付時効日,417.還付充当停止区分,418.送付先郵便番号,419.送付先住所,420.送付先方書,421.送付先氏名,422.歳入還付支払日,423.歳出還付支払日,424.過誤納期別,425.過誤納子番,426.管理子番,427.発生調定本税分,428.発生調定督促手数料分,429.発生調定延滞金分,430.発生調定申告加算金分,431.発生収入本税分,432.発生収入督促手数料分,433.発生収入延滞金分,434.発生収入申告加算金分,435.発生元収入日,436.発生元領収日,437.充当子番,438.充当金額,439.充当元税目コード,440.充当元調定年度,441.充当元課税年度,442.充当元通知書番号,443.充当元事業年度開始日,444.充当元申告区分,445.充当元申告連番,446.充当元期別,447.充当元消込子番,448.充当元月別,449.充当元宛番号,450.充当元本税分,451.充当元督促手数料分,452.充当元延滞金分,453.充当元申告加算金分,454.充当元税目コード,455.充当元調定年度,456.充当元課税年度,457.充当元通知書番号,458.充当元事業年度開始日,459.充当元申告区分,460.充当元申告連番,461.充当元期別,462.充当元消込子番,463.充当元月別,464.充当元宛番号,465.充当元未納本税分,466.充当元未納督促手数料分,467.充当元未納延滞金分,468.充当元未納申告加算金分,469.充当元本税分,470.充当元督促手数料分,471.充当元延滞金分,472.充当元申告加算金分,473.充当元納期限,474.加算金計算始期,475.加算金計算終期,476.加算金除算始期,477.加算金除算終期,478.加算金計算日数,479.加算金除算日数,480.充当加算金,481.充当本税加算金,482.充当延滞金加算金,483.自動処理フラグ,484.還付元税目コード,485.還付元調定年度,486.還付元課税年度,487.還付元通知書番号,488.還付元事業年度開始日,489.還付元申告区分,490.還付元申告連番,491.還付元期別,492.還付元消込子番,493.還付元月別,494.還付元宛番号,495.還付元本税分,496.還付元督促手数料分,497.還付元延滞金分,498.還付元申告加算金分,499.取戻子番,500.発生元過誤納状態区分,501.取戻状態区分,502.控除不足発生事由コード,503.更正前控除不足額,504.更正後控除不足額,505.取戻額,506.確定申告受付日,507.賦課決定日,508.決裁書発行日,509.納税通知書発行日,510.取戻発生日,511.送付先住所,512.送付先方書,513.送付先氏名,514.備考,515.返還金管理番号,516.標識,517.返還確定日,518.返還指定額,519.利息相当額,520.利息相当額強制フラグ,521.返還時期別調定額,522.返還時期別収入額,523.返還時内訳消込額,524.返還時内訳異動額,525.返還金内訳額,526.利息連番,527.利息計算単位,528.利息率区分,529.利息計算対象額,530.利息計算開始日,531.利息計算終了日,532.利息計算日数,533.利息率,534.利息内訳額,535.通知書種類,536.文書作成日,537.文書発行日,538.返戻年月日,539.返戻理由コード,540.調査票出力年月日,541.公示フラグ,542.公示日,543.公示入力日,544.記事番号,545.調査記事通番,546.調査記事,547.調査年月日,548.1期停止フラグ,549.2期停止フラグ,550.3期停止フラグ,551.4期停止フラグ,552.5期停止フラグ,553.6期停止フラグ,554.7期停止フラグ,555.過年度随時停止フラグ,556.シヨブID,557.一連番号,558.加算金調定額,559.加算金収入額,560.加算金仮消込額,561.本税通知額,562.督促手数料通知額,563.延滞金通知額,564.加算金通知額,565.調定異動予定有無,566.死亡有無,567.除外不納欠損,568.除外時効完成,569.除外繰上徴収,570.除外納付委託,571.除外納付誓約,572.除外分割納付,573.除外徴収猶予,574.除外延滞金減免,575.除外差押,576.除外参加差押,577.除外交付要求,578.除外換価猶予,579.除外執行停止,580.除外時効中断,581.除外納還返戻,582.除外納通分,583.除外督促返戻,584.除外督促公示,585.除外予備,586.除外予備,587.除外予備,588.除外予備,589.除外予備,590.延滞金督促催告有無,591.記事連番,592.記事番号,593.記事作成日,594.更新前催告書発行日,595.更新前催告納期,596.引抜済フラグ,597.旧利用団体コード,598.旧消込みキー,599.旧課税年度,600.旧該当年度,601.旧会計年度,602.旧税目コード,603.旧期別,604.旧調定区分,605.車種コード,606.登録年月日,607.廃車年月日,608.会計年度,609.集計月,610.国保内訳区分,611.現年調定額,612.現年収入額,613.現年過誤納額,614.現年還付未済額,615.現年未納額,616.現年仮収入額,617.現年還付済額,618.現年充当済額,619.過年調定額,620.過年収入額,621.過年過誤納額,622.過年還付未済額,623.過年未納額,624.過年仮収入額,625.過年還付済額,626.過年充当済額,627.集計年月,628.集計区分,629.金種コード,630.増減調定額,631.累計調定額,632.累計調定額到来,633.増減収入額,634.累計収入額,635.累計収入額到来,636.累計不納欠損額,637.増減調定額内訳,638.増減調定額内訳,639.累計調定額内訳,640.累計調定額内訳,641.累計調定額到来内訳,642.累計調定額到来内訳,643.増減収入額内訳,644.増減収入額内訳,645.累計収入額内訳,646.累計収入額内訳,647.累計収入額到来内訳,648.累計収入額到来内訳,649.市県現年按分率,650.市県滞繰按分率,651.都計現年按分率,652.都計滞繰按分率,653.移管年月日,654.共通納税一地方公共団体コード,655.共通納税一納税者ID,656.共通納税一収納団体番号,657.共通納税一納付番号,658.共通納税一納付区分,659.共通納税一確認番号,660.共通納税一履歴番号,661.共通納税一履歴番号,662.調定特定区分利用届,663.暫定調定作成フラグ,664.管理ファイル取込日納付情報変更年月日,665.納付ファイル取込日納付情報変更年月日,666.入金ファイル取込日納付情報変更年月日,667.共通納税一申告区分,668.共通納税一税目区分,669.共通納税一一期別,670.共通納税一二期別,671.共通納税一申告受付番号,672.共通納税一申告受付日,673.共通納税一利用者ID,674.共通納税一納付者名フリガナ,675.共通納税一納付者名,676.

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①本人及び代理人からの情報入手について（窓口） →身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行い、対象者であることを確認する。 →法令・通達により手続に必要な事項を規定した様式を使用することで、不必要な情報の入手の防止に努めている。</p> <p>②課税資料からの情報入手について →所定の様式を利用することにより対象者以外の情報を入手することを防止する。 →納税義務者等が各税法の規定に基づき、課税資料、申請・届出書等を提出する場合、法令・通達により手続に必要な事項を規定した様式を示すことで、不必要な情報の入手の防止に努めている。</p> <p>③他部署からの情報入手について（庁内連携システム等） →庁内での「移転」に当たっては、事前に入手する情報の対象となる本人の範囲を定めることに加え、対象者以外の情報の入手できないことをシステム上で担保している。 →庁内での「移転」に当たっては、事前に入手する情報を定めることに加え、システム全体としては固定資産税の課税事務に必要な項目は入力できないよう制限し、必要な情報以外を入手することを防止している。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<入手した個人情報ที่ไม่正確であるリスク> 【運用における措置】 ・番号法第7条（通知カード）、第17条（個人番号カード）により、住民異動の際は、窓口で個人番号カードまたは通知カードと他の証明書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。 ・代理申請の場合は、上記にあわせて、本市の情報システムを用いて届出書の内容と個人番号の真正性の確認を行う。 ・特定個人情報の入力、修正、削除を行う際は、異動対象者または入力内容に誤りの無いよう、二人以上の担当者によるダブルチェックを実施する。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から固定資産税情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。 個人番号利用業務以外または個人番号を必要としない業務では、個人番号が含まれない画面表示とする。 固定資産税システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は必要となる情報のみに限定し、必要のない情報との紐付けは行われぬよう制限する。 固定資産税システムには、固定資産税業務に関係のない情報を保有しない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> 職員証とパスワードによる二要素認証を行っている。 ログイン中のIDを利用しての別端末からのログインを制限している。 人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかに失効処理を行う。 パスワードについては、180日以内に変更することを義務付けている。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 発行管理：人事異動があった場合や権限変更があった場合には書面にて決裁システムに反映させている。 失効管理：人事異動及び退職等で権限がなくなった場合には書面にて決裁システムに反映させている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
特定個人情報が記載された紙媒体については、業務終了後、確実にシュレッダー処理を行う。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本市個人情報保護条例、熊本市情報セキュリティ基本方針、熊本市情報セキュリティ対策基準等の遵守に関する事項 ・秘密の保持に関する事項 ・情報の適正管理に関する事項 ・個人情報収集の制限に関する事項 ・目的外の利用又は提供の禁止に関する事項 ・個人情報が記録された資料等の複写等の禁止に関する事項 ・再委託の禁止に関する事項(ただし、発注者の書面による承諾を得た場合を除く) ・作業場所の指定等に関する事項 ・資料等の運搬にあたっての安全確保に関する事項 ・契約終了後の資料等の返還等に関する事項・事故発生時における報告等に関する事項・個人情報の取り扱い等についての検査等の実施に関する事項 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも、通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携システム、システムの画面参照、電子記録媒体、紙での移転は、課税管理課にデータ使用承認願を提出させ、データの使用根拠、使用目的、使用条件、使用期間と使用データを詳細に確認し、番号法及び熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例により認められた場合のみ、特定個人情報の移転を許可する。 	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[O] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-
再発防止策の内容	-
その他の措置の内容	<p>1. 物理的対策 <執務室における措置> 届出書等については、次のルール等を設けて安全管理措置を講じている。 ・持ち帰りの禁止 ・鍵のついたキャビネット等への保管 ・私物等の外部記録媒体の使用禁止</p> <p><データセンターにおける措置> ・外部侵入防止 外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ ・入退管理ICカード+手のひら静脈認証による入退管理、要員所在管理システム ・不正持込・持出防止 生体認証ラック開閉管理、監視カメラ、持込機器の事前申請運用</p> <p>2. 技術的対策 <不正プログラム対策> コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは毎週(必要に応じて随時)更新し、可能な限り最新のものを使用する。</p> <p><不正アクセス対策> 不正な外部からのアクセスについてはファイアウォールで遮断する。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>・職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。</p> <p>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。</p> <p>・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p>
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	熊本市総務局行政管理部法制課情報公開窓口 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2059
②請求方法	所定の請求書に必要事項を記入し、情報公開窓口に提出する。 請求書には、本人であることを証する身分証明書等が必要。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	熊本市財政局税務部固定資産税課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2195 熊本市財政局税務部納税課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2204
②対応方法	問合せ受付時に受付票を作成し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年3月8日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月31日	I 1 ②事務の内容	<p>8. 証明書発行事務 固定資産の現況調査、税制改正等の目的で、統計資料、調査資料を県や国に対して提出する。交付税基礎数値検収調書、概要調書、償却資産の価値等に関する調など。</p> <p>9. 収納事務 (1) 収納管理 納税義務者等が納付した収納情報を管理する。 (2) 滞納整理(督促状・催告書発送業務) 固定資産税を賦課した納税義務者のうち、納期限までに徴収金を完納しない場合は、滞納整理を行う。(納期限後30日以内に督促状を発送する。また、以降も完納しない場合は、催告書を発送する。) (3) 滞納処分 督促状発送後においても完納しない場合は、滞納処分を行う。 (4) 調査業務 滞納処分に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関と、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を相互に求める。</p>	左記の文言を削除	事後	組織改編に伴う文言削除のため、重要事項に該当しない

令和2年7月31日	I 2-3 ②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・作図機能 ・家屋評価計算機能 ・異動情報・評価数計算データ出力機能 ・家屋評価データ作成(税務システム連携用データ) 	<p>地方税の収納業務を行うシステム</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 収納管理事務向け機能 <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税システムから連携された賦課決定・更正情報を取り込む。 ・電子納付を可能とするため、マルチペイメントネットワーク(MPN)に納付用情報を連携する。 ・収納消込業務受託者から、住民等が納付・納入した収納情報を入手し、収納システムに取り込む。 2. 還付・充当事務向け機能 <ul style="list-style-type: none"> ・過納付もしくは誤納付が生じた場合、還付、充当通知書を出し、住民等に通知する。住民等から取得した還付金請求書をシステムに登録し、金融機関経由で還付金を振り込む。 3. 証明書発行機能 <ul style="list-style-type: none"> ・申請に応じて、納税証明書を発行する。 4. 督促状発行機能 <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法に基づき、納期限までに完納しない住民等の未納税額等の情報を元に、住民等に督促状を送付する。 5. 滞納管理システム連携機能 <ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理事務を行うため、滞納管理システムと賦課・収納・滞納情報を連携する。 	事後	組織改編に伴う文言削除のため、重要事項に該当しない
令和2年7月31日	I 2-4 ②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・地番現況図・家屋現況図・航空写真の閲覧、帳票印刷 ・土地の分合筆情報の管理 ・土地・家屋課税情報の閲覧、帳票印刷 ・異動管理システムとのデータ連携 	<p>収納システムから宛名、課税、収納等の情報を取り込み、滞納管理業務を行う。</p>	事後	
令和2年7月31日	I 6 ①部署	<p>財政局税務部課税管理課、納税課</p>	<p>財政局税務部固定資産税課、納税課</p>	事後	組織改編に伴う名称変更のため、重要事項に該当しない

令和2年7月31日	I 6 ②所属長の役職名	課税管理課長 藤本 弘明、納税課長 岩橋 功二	固定資産税課長、納税課長	事後	組織改編に伴う名称変更及び一部削除のため、重要事項に該当しない
令和2年7月31日	II 2 ⑥事務担当部署	財政局税務部課税管理課、納税課	財政局税務部固定資産税課、納税課	事後	組織改編に伴う名称変更のため、重要事項に該当しない
令和2年7月31日	II 4-6 ③委託先名	MIS九州 株式会社	株式会社 熊本計算センター	事後	

令和2年7月31日	II 3 ④使用部署	課税管理課、納税課、各税務室、各区民課、各総合出張所	固定資産税課、納税課、各税務室、各区民課、各総合出張所	事後	組織改編に伴う名称変更のため、重要事項に該当しない
令和2年7月31日	II 4 委託事項2	デュプロ 株式会社	株式会社 岡商店	事後	
令和2年7月31日	II 4 委託事項3	合同会社 ニューフィール	株式会社 電算	事後	
令和2年7月31日	II 4 委託事項6	MIS九州 株式会社	株式会社 熊本計算センター	事後	

令和2年7月31日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	①市税基本レコード タイムスタンプ,削除フラグ,ユーザID,プログラムID,利用団体,住民コード,履歴SEQ,登載元,住民区分,産業分類,通知方法,氏名異動年月日,カナ氏名,氏名1,氏名2,法人代表者氏名,住所異動年月日,郵便番号,住所区分,住所コード,住所コード1,住所コード2,住所コード3,住所コード4,住所コード5,住所1,住所2,方書,電話番号,納税管理人区分,納税管理人コード,旧住民コード再転入リンク,旧住民コード再転入リンク2,世帯コード,生年月日,性別,続柄-住民票,続柄-混合世帯,自治会コード,通称住所コード,送付先フラグ,納期特例,特普区分,マル公,組織,新郵便番号下2桁,共有代表者コード,共有構成者数,データ種別,住民区コード,固定関連フラグ,固定使用停止フラグ,旧町課税フラグ,氏名情報ありフラグ,登録情報,操作情報,個人番号	左記の文言を削除	事後	組織改編に伴う文言削除のため、重要事項に該当しない
令和2年7月31日	IV 2 ①連絡先	熊本市財政局税務部課税管理課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2195	熊本市財政局税務部固定資産税課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2195	事後	組織改編に伴う名称変更のため、重要事項に該当しない
令和4年1月20日	IV 1 ②請求方法	市政情報プラザ(情報公開窓口)	情報公開窓口	事後	請求先名称の省略のため、重要事項に該当しない
令和5年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4 ③委託先名	富士通株式会社 熊本支店	富士通Japan株式会社 熊本支店	事後	会社の名称変更のため、重要事項に該当しない

令和5年11月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 ①入手元	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署() <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等() <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人() <input type="checkbox"/> 民間業者 <input type="checkbox"/> その他(機構)	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署(地域政策課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等(デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人(他市町村) <input type="checkbox"/> 民間業者 <input type="checkbox"/> その他(機構)	事前	
令和6年4月1日	II 4 委託事項3 ②委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事後	
令和6年4月1日	II 4 委託事項3 ②委託先名	株式会社 電算	株式会社 アイネスリレーションズ 熊本支社	事後	
令和6年8月28日	I 4 個人番号の利用※ 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項及び別表第1の第16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項及び別表第24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	